

# 会員規約書

会員番号No. \_\_\_\_\_

枝折優が運営する、和術慧舟會 TEAM VAMOS(以下「甲」という)が定める以下の規約を  
氏名 \_\_\_\_\_ (以下「乙」という)は、内容を承諾するものとする。

## 記

1. 乙は、甲の会員だということに自覚を持って、それぞれの目的・目標を心に練習をするものとする。
2. 乙は、甲がフィットネスクラブとは違うもので、あくまでも格闘技のジムであることをしっかりと認識して、礼儀を持って仲間と接して共に練習するものとする。
3. 乙は、ジム内にある甲が所有・管理する道具や備品などを粗末に扱ってはならない。もし、乙が不注意により、それを破損させた場合は、甲に対して弁償金を支払わなければならない。
4. 乙は、アルコールを飲んだ状態でのクラス参加は控えなければならない。または、感染症の病気にかかっている可能性がある場合も、クラス参加を控えなければならない。
5. 甲は、乙から収集した個人情報、厳重に管理し適切な予防並びに是正措置を講じ、乙の個人情報の安全管理及び適切な取り扱いを徹底するものとする。甲は、運営上最低限必要な範囲内でのみ乙の個人情報を利用できるものとする。(例)クラスの連絡事項やお知らせなどを乙に連絡するときなど。
6. 乙は、甲から配布された会員証を保管しなければならない。乙は、会員証を紛失された場合は、必ず再発行をしなければならない。再発行の手続きには、手数料 500 円が必要になる。
7. 毎月26日(非営業日の時は翌営業日)に、乙の所有する銀行口座より、甲の所有する銀行口座に、翌月分の月会費を引き落とされるものとする。その際の、手数料は甲の負担するものとする。尚、手続きを行う銀行は、南都銀行のみとする。(例)2月分の月会費は、前月の1月26日に引き落とされる。
8. 乙は、退会・休会をする時には、銀行手続きの関係上、退会・休会する前の月の10日までに、退会・休会届(要押印)を会員証と共に甲に提出しなければならない。原則として電話やメールでの手続きは出来ないものとする。10日以降に書類を提出した場合は、銀行の手続きの関係上、翌々月からの扱いになるものとする。
9. 乙は、退会・休会をする時に月会費などの未納金がある場合は、甲に未納金の支払いを済ませなければならない。支払いが済まないで退会・休会の手続きは出来ないものとする。
10. 休会期間は、2ヶ月から最大6ヶ月までの期間とする。休会期間が終了した時は翌月から月会費が発生し、期間満期の月の26日(非営業日の時は翌営業日)に翌月の月会費を乙の口座から引き落とすものとする。  
(例)2月末に休会期間が終了する時は、2月26日に3月分の月会費が引き落とされる。

以上

※乙が18歳未満の場合は、保護者の方も署名・押印を必ずして下さい。

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

甲 \_\_\_\_\_ (印)

乙 \_\_\_\_\_ (印)

保護者 \_\_\_\_\_ (印)